

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月14日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所	愛媛県新居浜市新田町1丁目5番12号
氏 名	有限会社森井商店
代表取締役	森井 知典
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0897333151
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社 森井商店
事業場の所在地	愛媛県新居浜市新田町1丁目5番12号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高（前年度実績） 459,736千円
③ 従業員数	10 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	■収集運搬 自社運搬及び一部を収集運搬業者に委託 ■処分 コンクリート・アスファルトがら、木くず、汚泥 →処分業者に委託 - 再資源化 廃油、廃プラスチック、混合、ガラス、陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物 →処分業者に委託 - 最終処分場

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（別表1）	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 工事の受注量や内容により一概に排出の抑制をすることは難しいが、排出品の分別や再利用を推進することにより対応している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（別表1）	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 上記取組の継続実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 再生利用が可能なものについて分別を実施している。再生利用以外の廃棄物についても現場での分別を実施し、混合廃棄物量の削減を行っている。石綿含有産業廃棄物については他の廃棄物に混入しないよう確実に分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記取組の継続実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

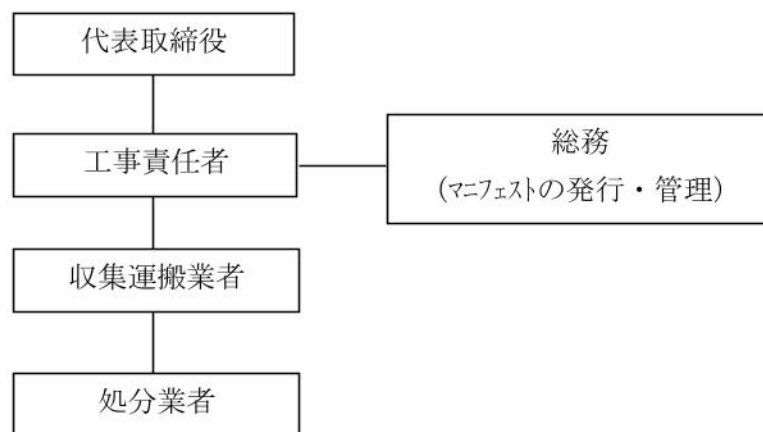
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（別表2）	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・木くず、コンクリート・アスファルトガラ等の分別、再資源化・再生利用による廃棄物排出の抑制 ・可能な限り、優良認定処理業者及び再生利用業者へ処理委託を実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり（別表2）	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現場での分別を継続実施し、再資源化・再生利用を促進する ・可能な限り優良認定処理業者に委託する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【管理体制図】



別表1

【前年度（2023年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラス、 陶磁器屑	がれき類	コンクリートガラ アスファルトガラ	汚泥	混合	石綿含有 産業廃棄物
排出量	5.24 t	15.76 t	45.15 t	1.92 t	47.39 t	2000 t	22.00 t	48.16 t	9.641 t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類	木くず	ガラス、 陶磁器屑	がれき類	コンクリートガラ	汚泥	混合	石綿含有 産業廃棄物
排出量	2.00 t	25.00 t	10.00 t	1.00 t	30.00 t	1500 t	0 t	40.00 t	20.00 t

別表2

【前年度（2023年度）実績】

[illegible]

【目標】

[illegible]